

東京eスポーツフェスタ企画運営業務委託 仕様書

1 委託業務の件名

東京eスポーツフェスタ企画運営業務委託

2 契約期間

契約確定日の翌日から令和2年3月19日まで

3 履行場所

東京eスポーツフェスタ実行委員会が指定する場所

4 事業概要

東京eスポーツフェスタ実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、eスポーツの競技大会並びにeスポーツ周辺機器や関連技術等を有する都内中小企業の製品や技術の展示会の開催を通じて、eスポーツの魅力を発信し、eスポーツ関連産業のビジネスチャンス拡大の機会創出を図る。

本イベントを行うにあたっては、他のeスポーツ大会等との差別化を図り、東京ならではの独自性を発揮するとともに、継続的な実施により都内eスポーツ関連産業の活性化につなげていく趣旨を踏まえ、その初回開催にふさわしい効果的な企画を実施する。

5 東京eスポーツフェスタ開催概要

(1) 日程

会場準備等	令和2年1月9日（木曜日）から10日（金曜日）まで
大会等開催	令和2年1月11日（土曜日）から12日（日曜日）まで
原状回復	令和2年1月12日（日曜日）大会等終了後から24時まで

(2) 開催場所

東京ビッグサイト 南展示棟1階 南1ホール（東京都江東区有明3丁目11-1）

- ・展示面積 5,000 m²
- ・天井高 12m
- ・床仕上げ コンクリート
- ・床耐荷重 5t /m²
- ・アンカーボルト打設 可（ただし深さ60mm 以内・16φ以下のもの）
- ・搬出入口 3ヶ所
- ・ピット数 メインピット11本、サブピット2本

※ 詳細は、東京ビッグサイト公式HP (<http://www.bigsight.jp>) 参照

※ 会場使用に係る契約及び支払いは、実行委員会が直接行うため、施設使用料は本業務委託経費に含まないものとする。ただし、光熱水費は本業務委託に含まれるものとし、施設管理者と調整の上、支払い等を行うこと。

(3) 実施内容

- ア eスポーツ競技大会（以下「競技大会」という。）
- イ eスポーツ関連産業の都内中小企業による展示会（以下「展示会」という。）

- ウ オープニング及びエンディングイベント
- エ その他 e スポーツの普及促進、関連産業の振興につながる効果的な取り組み

6 業務内容

(1) 基本計画の策定

ア 基本方針の策定

本業務全体の運営に係る基本的な考え方、開催における成果目標等の基本計画を策定し、契約締結後、速やかに実行委員会の承認を得ること。

イ 体制整備

本業務を実施するに当たり、以下の実施体制を整備し、実行委員会の承認を得ること。

- (ア) 業務に精通した責任者（以下「業務責任者」という。）を置き、連絡調整及び進行管理に万全を期すこと。
- (イ) 業務責任者の指揮下に、各企画について責任者及び適切に実施できる業務スタッフを配置すること。
- (ウ) 業務責任者以下、全業務スタッフの指揮系統を整備し、契約締結後、速やかに実行委員会の承認を得ること。
- (エ) 実行委員会との連絡・調整の窓口となる担当者を定めること。

ウ スケジュール作成

契約確定後から契約期間終了までの業務スケジュールを作成し、契約締結後、速やかに実行委員会の承認を得ること。

(2) 競技大会の企画・運営

競技大会は、以下により実施すること。

ア 実施要件

- (ア) 複数種目で実施すること
- (イ) 応募者多数の場合は、適正な方法で競技者を選定すること
- (ウ) 競技者及び観戦等の来場者からの参加費・入場料は徴収しないこと
- (エ) 優勝者等への賞金は支払わないこととする。副賞として物品を提供することは妨げない。
- (オ) 競技に際しては、不正が行われないよう、必要な措置を図ること

イ 競技種目の選定

競技種目は、以下の条件を満たす複数種目による実施を提案し、実行委員会と協議の上、決定すること。なお、競技種目の提案に際しては、選定根拠を提示するとともに、使用の許諾がとれなかった場合等に備え、予備種目も提案すること。

- (ア) 国内 I Pホルダーによるタイトルであること
- (イ) 国内外で開催された競技大会での使用実績があること
- (ウ) ルールが明確かつ公平性・競技性を有すること
- (エ) 集客が期待できること
- (オ) 少なくとも1種目は老若男女が分け隔てなく対戦できるものであること
- (カ) 家庭用ゲームソフトの場合は、（特非）コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO）のレーティング表示が「A」、スマートフォンアプリの場合は「3+」又は「4+」のものとする。ただし、指定のレーティング表示タイトルであっても、公序良俗に反する表現が含まれる場合、競技方法や設定の工夫等により当該表現を除外できるものに限る。

ウ 競技種目ごとのルール設定（順位付け等表彰者決定方法を含む）

上記アで決定した競技種目について、それぞれ競技ルール、順位付け方法等を実行委員会と協議の上、設定すること。なお、各競技種目で優秀な成績をおさめた者に対して賞を授与すること。

エ 競技スケジュール設定

上記アからウで決定した事項を踏まえ、競技者の募集・決定からイベント当日までのスケジュール及びイベント当日における時間配分を実行委員会と協議の上、設定すること。

オ 競技者管理

上記アからエで決定した事項を踏まえ、競技者の募集、決定及び当日管理等を行うこと。なお、個人情報を収集する際は、所要の手続きを踏むこと。

(3) 展示会の企画・運営

ア 実施方法の企画

都内に所在するeスポーツ関連産業における中小企業が少なくとも30事業者程度出展できるとともに、効果的にPRできる手法を企画し、実行委員会と協議の上、決定・実施すること。なお、出展事業者から出展料を徴収することを予定しており、出展料は実行委員会の収入とする。

イ ターゲット及び出展分野の設定

開催の趣旨や各企画との連携を踏まえ、展示会のターゲット及び出展事業者の分野を設定すること。

ウ 出展事業者の募集・選定

上記イで設定した分野の出展候補事業者への効果的なアプローチ手法を企画し、適切なプロセスにより募集・選定を行うこと。

エ 出展事業者の事前・事後支援

上記ウにより選定した出展事業者に対して、出展条件などの説明会を開催するとともに、効果的な展示レイアウトや装飾等の手法、事前準備、出展当日の対応等に係るサポートを行うとともに、ビジネス拡大につなげるための効果検証等のフォローアップを行うこと。

(4) 全体運営業務

上記(2)及び(3)のほか、以下の事項とあわせ、一体感を持たせるとともに、東京ならではの特徴あるイベントとなるよう、企画・実施すること。

ア オープニング及びエンディングイベントの企画・運営

初開催にふさわしいオープニングイベント、競技大会の上位者の表彰を含むエンディングイベントを企画し、実行委員会と協議の上、決定・実施すること。

イ その他eスポーツの普及促進、関連産業の振興につながる効果的な取組みの企画・運営

競技大会、展示会のほか、それぞれを周遊する仕掛けや体験コーナーといった楽しめる場の設定などを企画し、実行委員会と協議の上、決定・実施すること。

なお、体験コーナー等で使用するゲームタイトルについては、家庭用ゲームソフトの場合、(特非)コンピュータエンターテインメントレーティング機構(CERO)のレーティング表示が「A」又は「B」、スマートフォンアプリの場合は3+、4+、7+、9+、12+のものとする。ただし、全年齢対象でないタイトルを使用する場合、年齢制限の表示等、必要な措置を行うこと。

ウ 東京都の関係部署によるブース出展

eスポーツに関連する東京都施策などの情報提供等を行うスペースを設けること。内容に

については、実行委員会と協議の上、決定・実施すること。

エ 会場レイアウト、装飾、設営等

企画内容を踏まえ、臨場感があり、回遊性が高く、来場者が安全かつ楽しめる会場のレイアウト・装飾を企画し、イメージのわかるパース図により実行委員会と協議の上、決定すること。なお、競技大会の主要な部分及び上記アの企画を行うためのステージを設置すること。また、決定したレイアウト・装飾に必要な資材等を調達するとともに、競技大会等に必要照明・音響・通信設備等を整え、それに必要な電力量及び通信容量含め、設営・撤去を行うこと。また、来場者の利便性を考慮し、適宜案内サインを設置すること。

オ ステージイベントの企画・運営

上記ウで設置したステージで行うイベントを企画・調整し、実行委員会と協議の上、決定、実施すること。また、開催前日の午後にリハーサルを行い、実行委員会の確認を受けること。

カ 広報活動

イベント内容に関する決定事項や各種募集情報の公表、当日の開催状況PR、開催実績の公表など、イベントの魅力を効果的に伝え、競技者や出展事業者、来場者の集客につなげるとともに、eスポーツの普及促進、関連産業の振興につなげるため、以下(ア)から(カ)までの事項について、適切な時期に効果的に行う具体的な計画を策定し、実行委員会の承認を得た上で実施すること。

(ア) 報道関係者等に対する告知

報道関係者等への告知を行う際は、日時や内容を実行委員会と協議し、承認を得た上で実施すること。また、実行委員会として報道関係者等へ告知を行う際は、情報や素材提供など、資料作成に協力すること。

(イ) 専用WEBサイトの構築・管理運営

本イベント専用のWEBサイトを、別紙1「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」に基づき、独自ドメイン使用により、日本語で構築すること。また、構築に必要なサーバを調達するとともに、契約期間終了まで適宜情報を追加し、適切に管理すること。

(ウ) 競技大会のライブ配信

イベントのターゲットに対して効果的に発信できる媒体を選定し、適宜実施状況の配信を行うこと。

(エ) 開催当日、来場者に配布するための会場マップ兼実施スケジュールを作成・配布すること。

(オ) その他、各種媒体及び手法を活用した広報企画を実施すること。

(カ) 各種媒体への掲載・放映実績をとりまとめること。

キ 事務局運営

(ア) 全体の進行管理

事前準備から事後処理までの各プロセスが滞りなく行われるよう、進捗管理を行うこと。また、イベント準備から当日運営については、業務マニュアルを作成し、関係者に共有すること。

(イ) 問い合わせ窓口の設置

競技大会参加者募集開始日又は展示会出展事業者募集開始日のいずれか早い日から契約期間終了日まで、イベントに関する問い合わせに対応するため、専用電話及び電子メールアドレスを用意し、対応すること。

(ウ) 総合案内窓口の設置

イベント当日は、開催時間中のほか、前後1時間程度、来場者の受付や問い合わせに

対応する窓口を設置し、人員を配置すること。

(エ) 会場案内スタッフの配置

イベント当日は、開催時間中のほか、前後1時間程度、会場出入口付近及び会場内において来場者等に対する案内・誘導を行うスタッフを配置すること。

(オ) 保安・警備

会場における設営から原状回復まで、安全かつ遅滞なく企画を行えるよう、各プロセスにおいて必要な保安・警備体制を実行委員会と協議の上、整備すること。また、不慮の事故等に備え、イベント保険に加入すること。

(カ) 清掃業務

会場における設営から原状回復までの各日、清潔かつ整理整頓された会場を保つため、清掃を行うこと。

(キ) 託児所、授乳室、救護室等の設置

来場者の利便性を図るため、託児所、授乳室、救護室等を適切に設置・運営すること。

(ク) 業務スタッフ管理

各企画等に適した人材を配置するとともに、円滑な進行、安全な運営に配慮した適切な対応ができるよう、業務スタッフに対して研修等の教育を行うとともに、当日の配置管理を行うこと。また、業務スタッフの休憩時間・休憩場所を設けるなど、適切に管理すること。

(ケ) 各種申請等

イベント開催に必要な資格・認証・許可等の取得手続きは、受託者の責任において適切に行うこと。

(コ) 来場者数の集計、アンケート実施

来場者数の集計を行うとともに、来場者、競技大会参加者、展示会出展事業者に対して、アンケートを実施し、結果をとりまとめること。

ク その他

本イベントをより魅力あるものとするための企画内容の充実を目的として、協賛を募り、活用することを妨げない。協賛を募る場合は、広く一般から募集する手法も含むこととし、協賛内容に応じた露出等の条件を実行委員会と協議の上、決定し、実施すること。ただし、イベント名称に協賛事業者名等を付記することはできない。

なお、予定した規模の協賛が確保できなかった場合においても、自己の責任において当初企画を確実に実施すること。

(5) 実績報告書の作成

開催準備から当日までの実施結果及び記録写真・動画、広報実績、アンケート結果等を取りまとめるとともに、評価・検証を行い、課題等を記載した報告書を作成すること。

7 その他

(1) 本業務委託の履行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 別紙1「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」及び別紙2「個人情報保護方針」に基づき、適正な手続きを行うこと。また、再委託を行う場合、再委託先に対しても適正な手続きを行わせること。

(3) この仕様書の解釈及び記載のない事項については、実行委員会に協議し、その指示に従うこと。

(4) 本委託契約に係る全ての成果物等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び

第28条の権利を含む。)は、実行委員会に帰属することとし、履行完了後、データ及び成果物等を納品すること。本業務委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり、行使しないこととし、また、受託者は制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないこと。また、実行委員会は、成果物等を受託者の承諾なしに自由に使用・改変・複製できるものとする。なお、成果物にはソフトウェア資産及び受託者において電子的に作成した図板(版下、データベースその他の電子データ)等を含むものとするが、受託者が従前から有していたプログラム及び第三者が権利を有するパッケージソフトの著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。

- (5) 受託者は、本業務の履行にあたって知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけない。本契約終了後も同様とする。
- (6) 本業務に当たり、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申し立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- (7) 履行完了後、データ消去ソフトを用い、サーバのデータを消去すること。また、データ消去後、消去年月日、消去者名、作業場所、消去対象機器品番、消去ファイル数、使用したデータ消去ソフト、書込回数等を記載したデータ消去完了報告書を委託者に提出すること。

8 連絡先

東京eスポーツフェスタ実行委員会事務局(東京都産業労働局商工部経営支援課内)
電話:03-5320-4887 ファクシミリ:03-5388-1465

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

東京 e スポーツフェスタ実行委員会（以下「甲」という。）から電子情報処理の委託を受けた受託者（以下「乙」という。）は、契約書、仕様書等に定める事項のほか、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 秘密の保持

乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

2 目的外使用の禁止

乙は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

3 複写及び複製の禁止

乙は、この契約に基づく業務を処理するため、甲が貸与する原票、資料及びその他貸与品等（以下「甲からの貸与品等」という。）を、甲の承諾なくして複写及び複製してはならない。

4 情報の保管及び管理

乙は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 甲からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 甲から(ア)の内容を確認するため、安全管理体制全般に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 甲からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに甲に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る一切の情報を記録した媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる情報をすべて消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で甲に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定のすべてに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び甲からの貸与品等の紛失、滅失及びき損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく甲に報告し、甲の指示に従うこと。

(2) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

甲からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、すべて甲の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、甲が機密を要する旨を指定して提示した情報及び甲からの貸与品等に含まれる情報は、すべて甲の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、甲からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、甲から乙に提示した後乙の責によらないで公知となった情報、及び甲乙による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、乙は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 甲から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を甲に提出し報告すること。

エ 4(1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により甲に申し出て、甲の承諾を得るとともに、甲の立会いのもとで消去を行うこと。

オ 4(1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、き損等に該当する場合は、漏えい、滅失、き損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく甲に報告し、甲の指示に従うこと。

カ 委託業務の従事者に対し、特記仕様書の理解及び遵守を周知徹底するとともに、個人情報及び機密情報の取り扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。

キ その他、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

5 甲の施設内での作業

(1) 乙は、委託業務の実施に当たり、甲の施設内で作業を行う必要がある場合には、甲に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。

(2) 甲は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。

(3) 乙は、甲の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。

ア 就業規則は、乙の定めるものを適用すること。

イ 乙の発行する身分証明書を携帯し、甲の指示があった場合はこれを提示すること。

ウ 乙の社名入りネームプレートを着用すること。

エ その他、甲の指示すること。

6 再委託の取扱い

(1) 乙は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により甲に申し出て、甲の承諾を得なければならない。

(2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。

ア 再委託の理由

イ 再委託先の選定理由

ウ 再委託先に対する業務の管理方法

エ 再委託先の名称、代表者及び所在地

オ 再委託する業務の内容

カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）

キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）

ク その他、甲が指定する事項

- (3) この特記仕様書の1から5までに定める情報の保管及び管理等に関する事項については、乙と同様に、再委託先においても遵守するものとし、乙は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

7 実地調査及び監督等

- (1) 甲は、必要があると認める場合には、乙の作業現場の実地調査を含む乙の作業内容の監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 乙は、(1)の規定に基づき、甲から作業内容の監督実施要求又は作業の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 甲は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

8 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 乙又は再委託先において、この特記仕様書の1から5までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、甲は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する乙又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって甲が損害を被った場合には、甲は乙に損害賠償を請求することができる。甲が請求する損害賠償額は、甲が実際に被った損害額とする。

9 瑕疵担保責任

- (1) 契約目的物に瑕疵があるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。
- (2) 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、契約履行完了後、契約目的物の引渡しを受けた日から1年以内に、これを行わなければならない。

10 著作権の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 乙は、著作権法（昭和45年法律第48号）第二章第三節第二款に規定する権利を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 前項の規定は、乙の従業員、この特記仕様書の6の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) 前2項の規定については、甲が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- (4) 乙は、著作権法第二章第三節第三款に規定する権利を、甲に無償で譲渡するものとする。

11 運搬責任

この契約に係る甲からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

東京 e スポーツフェスタ個人情報保護方針

東京 e スポーツフェスタ実行委員会では、個人情報の収集・利用・管理について、次のとおり適切に取り扱うとともに、安全性を確保するために次の取り組みを実施する。

1 個人情報の保護に関する法令等の遵守

東京 e スポーツフェスタの実施にかかる個人情報の取り扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令を遵守する。

2 東京 e スポーツフェスタ実行委員会としての責務

個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とする。

また、個人情報の収集目的を超えた実行委員会内における利用及び委員会以外の者への提供は、今後の東京 e スポーツフェスタ開催にかかる案内や、東京 e スポーツフェスタ主催団体からの施策及びこれに関連する内容の案内・照会等の場合を除き、一切行わない。

3 個人情報の安全管理措置の徹底

個人情報を取り扱う情報管理の責任者を置き、個人情報保護のための適切な管理に取り組む。

また、提供を受けた個人情報を漏えい、盗難、紛失、破壊等から保護し維持するため、適切な対策を講じる。

4 その他個人情報の取り扱いに関する事項

本人から自己の個人情報について開示または利用停止を求められた場合及び開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は遅滞なく対応する。

また、実行委員会委員・事務局及び関係機関のすべての者に対してこの方針を徹底し、セキュリティ意識の向上を図る。